



24年度(平成24年4月分)から 手当の支給額が変わります

児童扶養手当月額表

	全部支給	一部支給
平成24年度	41,430円	41,420円～ 9,780円
平成23年度	41,550円	41,540円～ 9,810円

※2人目は5,000円、3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

■児童扶養手当

18歳までのお子さんを養育しているひとり親家庭の生活の安定と、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

●資格要件の制限

- ・事実上の婚姻関係がある場合。
- ・国民年金、厚生年金等の公的年金を受けている方。
- ・本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。
- ・児童が、施設に入所している。

■特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

■障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

●資格要件の制限

- ・施設に入所している、または病院に入院している。
- ・本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。

特別障害者手当・障害児福祉手当月額表

	特別障害者手当	障害児福祉手当
平成24年度	26,260円	14,280円
平成23年度	26,340円	14,330円

■特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に一定の障がいがある児童を養育している方

●資格要件の制限

- ・児童の障がい理由に公的年金を受けている場合。
- ・児童が児童福祉施設等に入所している場合。
- ・所得が一定額を超える場合。

特別児童扶養手当月額表

	重度障がい	中度障がい
平成24年度	50,400円	33,570円
平成23年度	50,550円	33,670円

【申請などの問合せ先】

南部町福祉事務所
☎ 66-5522

平成24年度分の健康保険料率が変わりました

依然として厳しい財政状況が続く中、本年3月分(4月納付分)の保険料より引上げをお願いせざるを得なくなりました。ご理解頂きますようお願い申し上げます。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(現行1.51%から1.55%に変更)が加わります。

平成24年3月分
(4月納付～)
9.98%
(引上げ率**0.5%**)

【問合せ先】全国健康保険協会鳥取支部 企画総務グループ ☎ (0857) 25-0051